

施設配置等計画編
第2章 河川施設配置計画
第2-1章 河道並びに河川構造物
第6節 流況調整河川計画

目次

第6節 流況調整河川計画 1

平成31年3月 版

第2章 河川施設配置計画

第2-1章 河道並びに河川構造物

第6節 流況調整河川計画

<考え方>

流況調整河川は、2以上の河川を連絡することによって、洪水処理、河川相互の余剰流量を利用した維持流量の導水、新規利水の開発及び別途施設による開発水の導水等を行うものである。

流況調整河川とダム等の貯留施設とが関連を有する場合には、計画の策定に当たっては相互の補給関係を明確にし、開発水量が重複しないように注意する必要がある。

また、導水量を決める場合には、導水する元の河川の正常流量や水利用等に支障を与えないよう十分調査する必要がある。

<標準>

流況調整河川の計画策定に当たっては、新川及び周辺的环境、現在及び将来の社会環境、周辺の地下水位、地下水の水質、用排水路系統、堤内地の内水対策を考慮するとともに、導水先水域の環境への影響や導水元河川的环境への影響についても検討し、適切な計画を策定することを標準とする。

<関連通知等>

- 1) 河川砂防技術基準 調査編, 平成 26 年 4 月改定, 国土交通省水管理・国土保全局, [第2章 水文・水理観測](#), [第11章 河川環境調査](#).
- 2) [正常流量の検討の手引き\(案\)](#), 平成 19 年 9 月, 国土交通省河川局河川環境課.